

ショートステイ 四宮三養苑(重要事項説明書より抜粋)

料金概要(1回あたり)

(1下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(下記サービスの利用料金は、利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります。)

短期入所生活介護(1日あたり)

		ユニット型 個室				
利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用料金		7,407 円	8,133 円	8,923 円	9,660 円	10,385 円
うち、介護保険から給付される金額	9割	6,666 円	7,319 円	8,030 円	8,694 円	9,346 円
	8割	5,925 円	6,506 円	7,138 円	7,728 円	8,308 円
	7割	5,184 円	5,693 円	6,246 円	6,762 円	7,269 円
サービス利用に係る自己負担額	1割	741 円	814 円	893 円	966 円	1,039 円
	2割	1,482 円	1,627 円	1,785 円	1,932 円	2,077 円
	3割	2,223 円	2,440 円	2,677 円	2,898 円	3,116 円
第4段階 (介護保険外) 居室に係る料金		3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
食材費(介護保険外)		朝食400円 昼食600円 夕食500円				

送迎(往復)	1割	2割	3割
サービス利用料金	3,985 円	3,985 円	3,985 円
うち、介護保険から給付される金額	3,586 円	3,188 円	2,789 円
サービス利用に係る自己負担額	399 円	797 円	1,196 円

療養食加算(1回あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	86 円	86 円	86 円
うち、介護保険から給付される金額	77 円	68 円	60 円
サービス利用に係る自己負担額	9 円	18 円	26 円

※(医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食等)算定要件

- ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ・利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること

サービス提供体制強化加算Ⅲ(1日あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	64 円	64 円	64 円
うち、介護保険から給付される金額	57 円	51 円	44 円
サービス利用に係る自己負担額	7 円	13 円	20 円

算定要件

- ・当該指定短期入所生活介護事業所の指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- ・別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

看護体制加算Ⅳ(1日あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	249 円	249 円	249 円
うち、介護保険から給付される金額	224 円	199 円	174 円
サービス利用に係る自己負担額	25 円	50 円	75 円

算定要件

- ・看護職員を常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること
- ・看護職員を常勤換算方法で看護職員の数に1を加えた数以上配置していること
- ・当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
- ・利用定員が29人以下であること。
- ・指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の七十以上であること。

夜勤職員配置加算(1日あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	194 円	194 円	194 円
うち、介護保険から給付される金額	174 円	155 円	135 円
サービス利用に係る自己負担額	20 円	39 円	59 円

算定要件

- ・ユニット型短期入所生活介護費を算定していること
- ・入所定員が30人又は51人以上であること
- ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、人員配置基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上であること

医療連携強化加算(1日あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	628 円	628 円	628 円
うち、介護保険から給付される金額	565 円	502 円	439 円
サービス利用に係る自己負担額	63 円	126 円	189 円

算定要件

- ・看護体制加算Ⅱを算定していること
- ・急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること
- ・主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること
- ・急変時の医療提供の方針について利用者から合意を得ていること
- ・別に厚生労働大臣が定める状態のものに対して指定短期入所生活介護を行った場合

緊急短期入所受入加算(1日あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	974 円	974 円	974 円
うち、介護保険から給付される金額	876 円	779 円	681 円
サービス利用に係る自己負担額	98 円	195 円	293 円

算定要件

別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。

長期利用者に対する短期入所生活介護 △30単位/日

算定要件

- ・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

※上記合計に介護職員処遇改善金8.3%、特定処遇改善金2.3%、合計10.6%が加算されます。

(2)介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方については当該認定証に記載されている負担限度額に基づいて支払いを受ける。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ユニット型個室	820円/日	820円/日	1310円/日	3000円/日
食費	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	300円/日	390円/日	650円/日	1500円/日

※ショートステイご利用前に介護保険負担割合認定証、介護保険負担限度額認定証の提出をお願い致します。

※利用料については経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、入居者に対して、変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該利用料を相当額に変更できるものとする。

5.支給限度日数を超える利用

介護保険制度上の区分支給限度額を超える場合には、全額利用者負担となります。

6.介護保険給付対象外サービス(全額利用者負担となるサービス)

(1) 食事代

利用者に提供する食事の費用。 1500円/日

但し、負担限度額認定について減額適用を受けている方については下記の料金となります。

1段階 1日あたり 300円

2段階 1日あたり 390円

3段階 1日あたり 650円

(2) 居住費(滞在費)

3000円/日

ユニット型個室にかかる費用

但し、負担限度額認定について減額適用を受けている方については下記の料金となります。

1段階 1日あたり 820円

2段階 1日あたり 820円

3段階 1日あたり 1310円

(3) 特別な食事(酒を含みます)

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

(4) レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

(5) 日常生活上の必要となる諸費用

介護予防ショートステイ 四宮三養苑 (重要事項説明書より抜粋)

料金概要(1回あたり)

(1)下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いて金額(自己負担額)をお支払い下さい。(下記サービスの利用料金は、利用者の要支援度に応じて異なります。)

ユニット型個室			
	要支援1	要支援2	
利用者の要支援度とサービス利用料金	5,566 円	6,909 円	
うち、介護保険から給付される金額(9割)	5,009 円	6,218 円	
(8割)	4,452 円	5,527 円	
(7割)	3,896 円	4,836 円	
サービス利用に係る自己負担額(1割)	557 円	691 円	
(2割)	1,114 円	1,382 円	
(3割)	1,670 円	2,073 円	
第4段階(介護保険外)居室に係る料金	3,000 円	3,000 円	
食材費(介護保険外)	朝食400円 昼食600円 夕食500円		
送迎(往復)	1割	2割	3割
サービス利用料金	3,985 円	3,985 円	3,985 円
うち、介護保険から給付される金額	3,586 円	3,188 円	2,789 円
サービス利用に係る自己負担額	399 円	797 円	1,196 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ(1日あたり)	1割	2割	3割
サービス利用料金	64 円	64 円	64 円
うち、介護保険から給付される金額	57 円	51 円	44 円
サービス利用に係る自己負担額	7 円	13 円	20 円

算定要件

- ・当該指定短期入所生活介護事業所の指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- ・別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

※上記合計に介護職員処遇改善金8.3%、特定処遇改善金2.3%、合計10.6%が加算されます。

(2)介護保険法施行規則第61条の2第1項及び同条2項・4項の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方については当該認定証に記載されている負担限度額に基づいて支払いを受ける。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ユニット型個室	820円/日	820円/日	1310円/日	3000円/日
食費	第1段階 300円/日	第2段階 390円/日	第3段階 650円/日	第4段階 1500円/日

※ショートステイ御利用前に介護保険負担限度額認定証の提出をお願い致します。
 ※利用料については経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、入居者に対して、変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該利用料を相当額に変更できるものとする。

5.支給限度日数を超える利用

介護保険制度上の区分支給限度額を超える場合には、全額利用者負担となります。

6.介護保険給付対象外サービス(全額利用者負担となるサービス)

(1) 食事代

利用者に提供する食事の費用。 1500円/日
 但し、負担限度額認定について減額適用を受けている方については下記の料金となります
 1段階 1日あたり 300円
 2段階 1日あたり 390円
 3段階 1日あたり 650円

(2) 居住費(滞在費)

ユニット型個室にかかる費用 3000円/日
 但し、負担限度額認定について減額適用を受けている方については下記の料金となります
 1段階 1日あたり 820円
 2段階 1日あたり 820円
 3段階 1日あたり 1310円

(3)レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
 利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

(4)日常生活上の必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要するもので利用者に負担していただくことが適当であるもの。